

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年2月6日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年8月から同年10月まで
② 昭和39年8月から同年10月まで
③ 昭和43年2月から同年5月まで

「ねんきん特別便」が届いて記録を確認したところ、勤務していた申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が見当たらないので、社会保険事務所(当時)に照会したが、加入記録は無いとの回答を受け取った。

申立期間①についてはA社に勤務し、申立期間②についてはB社に勤務し、申立期間③についてはC社に勤務していた。

このため、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が所持する昭和43年2月分から同年5月分までの給与支払明細書の記載内容から、申立人が同年2月6日から同年5月3日までの期間においてC社に勤務していたことが認められる。

また、上記給与支払明細書のうち昭和43年3月分及び同年4月分の給与支払明細書において、同年2月及び同年3月の厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月6日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 43 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月までの期間については、上記の給与支払明細書において厚生年金保険料の控除は確認できず、このほかに保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 8 月から同年 10 月まで A 社に在籍し、D 社で勤務していたと申し立てているところ、A 社は、「当社は子会社だった。」と回答していること、及び申立人が当時の勤務形態を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立人の厚生年金保険の関係記録は見当たらず、採用記録も無い。また、当時の関連資料は残存していない。」と回答している上、申立人は同社に勤務していた当時の同僚を記憶しておらず、同僚からの証言も得られないことから、申立期間①当時における申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

3 申立期間②について、申立人は、昭和 39 年 8 月から同年 10 月まで、B 社に勤務していたと申し立てているところ、申立人は同社の給料袋を所持していることから、申立人は同社に勤務していたものと考えられるものの、当該給与袋にはその支給期日を特定できる記載が無いことから、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、B 社は、「数年前に賃金台帳、出勤簿は処分しており、申立人の記録は確認できない。」と回答している上、申立人は、勤務していた当時の同僚を記憶していないことから、同僚の証言も得られず、上記給与袋には厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す記載も無いことから、申立期間②当時における申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

4 申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月31日から同年9月1日まで
② 平成4年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付され確認したところ、B社に勤務していた申立期間①及びA事業所に勤務していた申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

両事業所とも月末まで勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録、A事業所による申立人の在職期間証明書、社員カード及び給与支払明細書から、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A事業所が保管する申立人の平成4年3月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は保険料を納付しなかったことを認めている上、当該事業所が保管す

る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が平成4年3月31日と記載されていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、B社の事業主は既に亡くなっている上、当時、社会保険事務を担当していた二人の元従業員は連絡先が不明で照会することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に同資格を取得していることが確認できる57人について資格喪失日を調査したところ、月末喪失が11人、月初喪失が10人、月途中の喪失が36人（このうち、月末の前日が4人、2日が1人）となっており、喪失日に特段の傾向は認められない上、月末又は月末前日に資格を喪失している15人のうち照会することができた2人は、いずれも自身の年金記録に間違いは無いと思うと証言している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

年金問題が話題になり、国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について未加入であると回答を受け取った。

私は、年金の受給年齢が近づいたときに、A町役場(現在は、B市C事務所)から「年金のお知らせ」が届いたので、役場に出向くと係の女性から、「未納期間が3年分あり、その分をこれから納付することもできるので納付されたらどうですか」と説明を受け、それ以降の3年分の保険料を納付することにした。その後、先々のことを考えて役場内にあるD銀行E派出所の窓口で、昭和60年4月から63年3月までの保険料を1年分ずつまとめて納付した。

申立期間当時は長女と二人で暮らしていたが、私の保険料は自身で納めていたので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の年金の受給年齢が近づいたときに、A町役場(現在は、B市C事務所)の職員から説明を受け、国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、申立人が国民年金の受給年齢に達した昭和59年5月時点において適用されていた国民年金法では、大正13年*月*日生まれの申立人は任意加入対象者ではなかったことから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、A町役場(当時)作成の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る資格取得年月日は記載されていない上、「老令進達61.6.3」との記載があることから、当該年月日にA町役場から管轄の社会保険事務所(当時)に対し、申立人に係る老齢年金の裁定請求の進達がなされたものと考えられる。この場合、制度上、老齢年金受給請求中の者は国民年金に任意加入することができないため、

申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人から提出された銀行預金通帳から、申立期間を含む昭和 60 年から 63 年にかけて毎年 4 月に昭和 60 年度から 63 年度における前納保険料額と一致する額が引き出されていることが確認できるものの、社会保険庁（当時）の記録から、申立人と同居していたその長女は、当該期間を含む 58 年度から 63 年度までの保険料を前納していることが確認できることを考慮すると、申立人の銀行預金通帳から引き出されている金額は、申立人の長女の前納分の保険料であったと推認できる。

加えて、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 43 年 12 月まで
② 昭和 44 年 1 月から 46 年 8 月まで

年金記録問題が話題となっていたので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

申立期間①は、A 県 B 市 C 町所在の店舗や遊戯施設などを経営していたサービス業である D 社に勤めていた。私は、当時、B 市 C 町にあった E 事業所で現場担当係をしていた。

また、申立期間②は、F 社の G 営業所に勤めていた。入社当時は業務上必要な資格が無かったので助手をしていたが、間もなく初級資格を、その後に上級資格をそれぞれ取得し、現場業務などの仕事をしていた。

このため、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、申立人と同じ現場担当係をしていた同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が D 社経営の E 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚は、「当時、現場担当係は出入りの激しい職業のため厚生年金保険には加入していないと思う。」と証言しており、事実、オンライン記録において、当該同僚は D 社における厚生年金保険被保険者として確認できない。

また、D 社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿、人事記録等の書類を一切保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び申立てどおりの資格取得及び喪失の届出の有無等については不明である。」と回答している

ことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社に係る職歴審査照会回答票(個人情報)には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間のうち、昭和44年11月20日から46年7月19日まで、F社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F社及び同社の事務担当者は、「当時、同社には、平均して3か月から1年半程度の見習期間があった上、業務上必要な資格を取得中の期間も見習期間としており、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることから、同社では、当時、必ずしもその従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、F社は、「会社の移転や統合などで古い資料は残存しておらず、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除及び申立てどおりの資格取得及び喪失の届出の有無等については不明である。」と回答していることから、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、F社に係る職歴審査照会回答票(個人情報)には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から32年9月1日まで

年金記録問題が話題となっていたので社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社における昭和29年6月から32年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

昭和29年6月にA社に入社し、30年8月に災害があったことを記憶しており、32年12月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により昭和30年10月1日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる申立人の元上司は、「時期は不詳だが、申立人を事務員として採用した。その後、申立人は1年程度勤務した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業し、申立期間当時の事業主も亡くなっている上、事業主の家族は、「申立人の名前に記憶が無く当時の資料は保管していない。」と回答し、元同僚からも高齢等のために証言が得られないことから、申立人の同社B支店における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の元上司は、「当時、A社には試用期間があり、同期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」と証言しており、事実、当時同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所が保管する台帳において、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日より

も5か月から9か月遅れている被保険者が3人確認できることから、当時、同支店では、その従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人には、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から同年 12 月 17 日まで
社会保険事務所(当時)の訪問調査により、A社における申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって大幅に引き下げられていることが判明した。
この減額訂正には納得できないので、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録、受託会計税務事務所による決算報告書及び申立人の回答により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 10 年 12 月 17 日付けで、同年 5 月から同年 11 月までの 7 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「会社の売上げの低下により社会保険料を滞納したために、標準報酬月額の減額処理を社会保険事務所職員から指導されて減額処理に係る届書を提出したものである。」と回答しており、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 20 日まで

年金記録問題が話題となっていたので亡夫の年金記録を調査する傍ら自身の年金記録も調べてみたところ、中学卒業と同時に勤務したA事業所における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

当時、年金制度について全くの不知であり、脱退手当金など知る由も無く、まして退職後、勤務先とは連絡その他交流は無いので、昭和 32 年 5 月 1 日に脱退手当金が支給されているということと整合性が無い。

以上の理由により脱退手当金は受領していないので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和 32 年 5 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に脱退手当金の支給記録のある同僚は、代理請求により支給を受けた旨証言している上、当時は通算年金制度の創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。